

議案第51号

新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

新居浜市長 石川勝行

新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例

(新居浜市市営住宅条例の一部改正)

第1条 新居浜市市営住宅条例(平成9年条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第77条」を「第80条」に改める。

第77条を第80条とし、第76条を第79条とする。

第75条中「市営住宅」を「市営住宅等」に改め、同条を第78条とする。

第74条中「市営住宅」を「市営住宅等」に改め、同条を第77条とし、第73条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第74条 市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅(次条から第78条までにおいて「市営住宅等」という。)並びに共同施設の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第75条 前条の規定により指定管理者に市営住宅等及び共同施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の募集に関する業務
- (2) 入居、退去等の手続に関する業務
- (3) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (4) 市営住宅等及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市営住宅等及び共同施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第76条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に市営住宅等及び共同施設の管理を行わなければならない。

(新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部改正)

第2条 新居浜市市営活性化推進住宅条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条を第36条とし、第32条を第35条とし、第31条を第34条とし、第30条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第31条 活性化推進住宅及び共同施設の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第32条 前条の規定により指定管理者に活性化推進住宅及び共同施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の募集に関する業務
- (2) 入居、退去等の手續に関する業務
- (3) 家賃の収納に関する業務
- (4) 活性化推進住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他活性化推進住宅及び共同施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第33条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に活性化推進住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市営住宅等及び市営活性化推進住宅等について、指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせることができるよう必要な事項を定めるため、本案を提出する。